

県と公社等の委託事業に係る随意契約状況調査票(平成29年度)

部等名 土木建築部

課名 住宅課

公社等名 沖縄県住宅供給公社

No.	委託業務名	委託業務内容	契約額(千円)	随意契約の方法			随意契約の理由	再委託の有無	再委託の理由	県の担当課
				1者随契	相見積	プロポーザル				
1	平成29年度住まいの総合相談窓口整備業務	「住まいの総合相談窓口」の設置、住宅に係る情報提供及び相談	7,989	○			相談内容が営利関係に及び、中立公平性の確保及び知識の専門性が求められるため。			住宅課
2	平成29年度高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業業務委託	・既存物件への入居に関すること(入居者の資格審査等) ・事業者への説明及び調整 ・定期現地調査	636	○			入居者の資格審査及び選定については、公平・公正性確保の観点から県の要綱で公社に委託することとされている。			住宅課
3	県営住宅建物明渡等強制執行業務委託	県が申し立てる県営住宅の建物明渡等強制執行に際し、県の業務の補助を行う。	4979	○			本業務を指定管理者以外のものに行わせることは、指定管理者以外の事業者が入居者情報や住戸の鍵を取扱うことになり、個人情報や施設管理の面から支障を来す恐れがある。 このため、本業務については、指定管理者である沖縄県住宅供給公社との随意契約を交わすことが適当である。	○	強制執行当日における建物内の残置物搬出等業務を円滑に実施するため。	住宅課
4	県営住宅防音工事業務委託	県営住宅の防音工事に係る入居者への説明や工事に関する調整等	3,635	○			公社等が指定管理者として建物の維持管理及び入居者との連絡調整を担っており、本契約で委託する業務を実施できる唯一の団体であるため			住宅課

5	県営住宅家賃滞納対策 相談業務委託	家賃を納付したくても出来ない真に困窮する入居者に対し、面談及び臨戸訪問による生活状況等の把握や、居住安定のための個別具体的な社会保障制度等支援策の案内、助言等の実施により、長期滞納の未然防止及び早期の滞納解消を図る取組を行う必要があるため、県営住宅指定管理者内において、専門相談窓口を開設し、専門相談員4名の配置による相談支援業務を実施する。	11,254	○		同社は、公営住宅法に基づく公営住宅又は共同施設の管理の一部を事業主体(沖縄県又は市町村)に代わって行うこととしており、平成18年度から「沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例」第68条に基づく指定管理者として指定され、県営住宅及び共同施設の修繕・保全を含めた管理業務を行っている。 また、指定管理事業者として、県営住宅使用料等の徴収管理や家賃減額申請、入退去時の各種申請受付業務等を通じ、多くの入居者情報等を個人情報取扱特記事項に基づき、管理しており、入居者世帯の生活及び経済状況等の情報を幅広く把握し、入居世帯の情報を速やかに活用できる環境が整備されていることから、随意契約とした。			住宅課	
6	沖縄県営住宅家賃等長期滞納整理業務(本島地区)	債権回収会社において納付案内が困難とされた債権を専門的なノウハウや実績を有する法人及び弁護士等に委託し、長期滞納による未収金の縮減を図る。	8,908			○	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、選定基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。			住宅課
合計			37,401	5	0	1		1		